

入間市建設工事最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入間市が発注する建設工事並びに建設工事に伴う設計、調査及び測量業務の競争入札を執行するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により設定する最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象とする契約)

第2条 この要領は、競争入札により予定価格が200万円を超える建設工事及び予定価格が100万円を超える建設工事に伴う設計、調査及び測量業務の請負契約を締結しようとする場合について適用する。ただし、入間市建設工事低入札価格調査制度実施要領の規定が適用される契約を除く。

(建設工事における最低制限価格の設定)

第3条 建設工事における最低制限価格は、次により定めるものとする。

- (1) 予定価格算出の基礎となった次に掲げるアからエの合計額に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額（円未満切り捨て）

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切り捨て）

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切り捨て）

エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額（円未満切り捨て）

- (2) 算出にあたっては、前号のアからエの額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨てることとする。

- (3) 前号の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認める場合は、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で市長が定める額を最低制限価格とすることができる。

(建設工事に伴う設計、調査及び測量業務における最低制限価格の設定)

第4条 建設工事に伴う設計、調査及び測量業務における最低制限価格は、次の各号により

定めるものとする。

- (1) 別表に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格算出の基礎となった同表に掲げる①から④の合計額に100分の110を乗じた額とする。ただし、測量業務に係る契約については、その額が予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の8.2を乗じた額と、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じた額とし、建築関係の建設コンサルタント業務、土木関係の建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務に係る契約については、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の8を乗じた額と、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じた額とし、地質調査業務に係る契約については、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の8.5を乗じた額と、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じた額とする。
- (2) 特別なものについては、第1号にかかわらず、予定価格に10分の6から10分の8まで（測量業務にあっては、10分の6から10分の8まで、地質調査業務にあっては、3分の2から10分の8.5まで）の範囲内で市長が定める値を乗じた額とする。
- (3) 算出に当たっては、第1号の①から④の額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。

また、第1号のただし書きの規定及び第2号の特別なものについては、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。ただし、下限値を使う場合、若しくは端数整理後の額が予定価格の税抜きに下限値を乗じた額を下回る場合は、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。

（入札参加者への周知）

第5条 競争入札を行うに当たり最低制限価格を設定するときは、当該入札に係る公告又は指名通知に、当該入札に関し最低制限価格が設定されていることを明記し周知するものとする。

（落札者の決定）

第6条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格の110分の100の価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 前項の最低の価格をもって入札をした者が2以上ある場合は、くじにより落札者を決定するものとする。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。
- 3 前項の場合において、当該入札をした入札参加者が入札場所にいない場合、又はくじを引かない場合は、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第3条及び第4条の規定は、この告示の施行の日以後に行った公告又は指名通知に係る契約について適用し、同日前に行った公告又は指名通知に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 改正後の入間市建設工事最低制限価格制度実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に行った公告又は指名通知に係る契約について適用し、同日前に行った公告又は指名通知に係る契約については、なお従前の例による。

別表（第4条第1項関連）

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の4.5を乗じて得た額